

名古屋市東山公園テニスセンター条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年10月 8 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第87号

名古屋市東山公園テニスセンター条例施行細則の一部を改正する
規則

名古屋市東山公園テニスセンター条例施行細則（令和 2 年名古屋市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「午後 8 時30分まで」の次に「（駐車場にあっては、午前 8 時15分から午後 8 時45分まで）」を加える。

第 5 条中「別表備考第 3 項」を「別表第 1 備考第 4 項」に改める。

第17条を第18条とし、第 6 条から第16条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（駐車場の使用手続）

第 6 条 駐車場を使用する者（駐車時間が30分以内である者を除く。）は、駐車場の使用を終わった際に利用料金を納付しなければならない。

別表を次のように改める。

別表

附属設備の種類又は品目		単位	利用料金の基準額
大型映像装置	広告の表示に使用する場合	1 式	4,800円
	その他の場合	1 式	2,900円
音響調整装置（センターコート）		1 式	1,600円 (1,900円)
音響調整装置（ショーコート）		1 式	800円
拡声器		1 式	2,500円
備考			
1 利用料金の基準額は、1 時間当たりの額とする。ただし、拡声器については、1 日当たりの額とする。			
2 () 内の額は、移動式の音響調整装置を使用する場合に適用する。			

附 則

- 1 この規則は、別に規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市東山公園テニスセンター条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 3 新規則の規定に基づく許可の申請その他テニスセンターの施設を使用するために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。